

様式第1

寄 附 申 出 書

上記を として寄附します。
申請に当たり、裏面に示す確認事項のとおりであることを申し添えます。

年 月 日

住 所

氏 名

豊橋市長 長坂 尚登 様

確認事項

1 暴力団等排除に関する確認事項

次のいずれにも該当しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)若しくは暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員若しくは暴力団ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行うもの(以下「暴力団関係者」という。)である。
- (2) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)又は使用人に暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がいる。
- (3) 暴力団員等が法人等の経営又は運営に実質的に関与している。
- (4) 法人等の役員等又は使用人は、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている。
- (5) 法人等の役員等又は使用人は、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している。
- (6) 法人等の役員等又は使用人は、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している。
- (7) 法人等の役員等又は使用人は、(1)から(6)までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている。

2 刑の執行に関する確認事項

罰金以上の刑の執行中又は執行猶予中ではない。